秋田市汚染土壌等の処理に関する指導要綱

平成23年3月31日 市 長 決 裁

秋田市汚染土壌の処理に関する指導要綱(平成15年7月28日環境部長決裁)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、汚染土壌等の処理および取扱いに関し、土壌汚染対策法施策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)、土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号。以下「施行令」という。)、土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「施行規則」という。)および汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、汚染土壌等が適正に処理され、市民の健康および快適な生活環境が確保されることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行令、施行規則および省 令の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 事業計画者 法第22条第1項又は第23条第1項の許可(以下「設置等の許可」という。)を受けようとする者をいう。
 - (2) 関係住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 汚染土壌処理施設の敷地境界から500メートル以内に居住する者 およびその者が属する町内会その他の住民組織
 - イ 汚染土壌の処理および運搬により粉じん、騒音、振動等の影響を 受けるおそれのある者ならびにその者が属する町内会その他の住民 組織および事業所等
 - ウ 汚染土壌処理施設に隣接する土地の所有者
 - エ 汚染土壌処理施設から排出される水を河川等に排出する場合は、

排出先の河川等の管理者ならびに水利権および漁業権を有する者 オ 当該汚染土壌処理施設の敷地境界から1キロメートル以内に水道 の取水点を有する者

- (3) 規制区域 法第6条第4項に規定する要措置区域および法第11条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。
- (4) 基準超過土壌等 法に定める方法又はそれに準じた方法により調査 した結果、法に定める基準を超える土壌又はそのおそれがある土壌で あって、規制区域とされていない土地にあるものをいう。
- (5) 汚染土壌等 法第16条第1項に規定する汚染土壌および基準超過土 壌等をいう。

(設置等に関する基準の遵守)

- 第3条 事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等に当たり、法、施行令、施行規則および省令に定める事項のほか、別表第1に規定する設置等に関する基準(以下「設置等の基準」という。)を遵守するものとする。 (生活環境配慮計画)
- 第4条 事業計画者は、汚染土壌処理施設の設置等により、関係住民等の健康又は財産に係る被害が生ずることを防止するとともに、生活環境に及ぼす影響を可能な限り低減するため、第6条第1項に規定する事前協議(以下「事前協議」という。)を行う前に、生活環境配慮計画を作成するものとする。
- 2 前項の生活環境配慮計画には、別表第2に規定する生活環境配慮事項を含むものとする。

(関係住民等への周知等)

- 第5条 事業計画者は、事前協議を行う前に、関係住民等に対し、当該事業計画に関する説明会等(以下「住民説明会等」という。)を行うことにより、汚染土壌処理施設の設置等について周知するものとする。
- 2 事業計画者は、住民説明会等を行うに当たっては、関係住民等に対し、 開催する日時、場所、目的等を記載した書面を事前に回覧し、掲示し、 又は配布するなどの適切な方法により、周知するものとする。
- 3 事業計画者が住民説明会等で説明する内容には、当該事業計画の内容

および前条第1項の生活環境配慮計画に関する事項を含むものとする。

- 4 事業計画者は、住民説明会等の開催後、その内容について関係住民等から書面により意見を求めるものとする。この場合において、関係住民等から意見が提出されたときは、事業計画者は、その意見に対し、書面により回答するものとする。
- 5 事業計画者は、関係住民等から事業内容等に関する資料の閲覧を請求 された場合は、可能な限り当該請求に応じるものとする。
- 6 事業計画者は、第4項の規定により聴取した関係住民等からの意見に ついて、当該事業の実施に際し、十分に配慮するよう努めるものとする。
- 7 事業計画者は、住民説明会等および第4項の規定による意見聴取の結果を記録した報告書を作成するものとする。

(事前協議)

- 第6条 事業計画者は、設置等の許可の申請を行う前に、事前協議書(様式第1号)および別表第3に規定する添付書類を市長に提出し、協議を 行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定による提出があった場合は、必要に応じて関係機 関等に意見を聴くものとする。

(計画の変更等の指示)

- 第7条 市長は、事前協議で協議された計画の内容が、法、施行令、施行 規則および省令ならびにこの要綱で定める基準に適合しない場合は、事 業計画者に対し、計画変更指示書(様式第2号)により当該計画の変更 等を指示するものとする。
- 2 事業計画者は、前項の計画変更指示書の指示事項について、計画の変 更等の措置を完了した場合は、措置報告書(様式第3号)を市長に提出 するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による提出を受けた場合は、その内容を確認し、 当該措置の内容が十分でないと判断したときは、再度、当該計画の変更 等を指示するものとする。
- 4 事業計画者は、第1項の計画変更指示書の指示事項について、改善の 見込みがないと自ら判断した場合は、事前協議取下書(様式第4号)に

より当該事前協議を取り下げることができる。

- 5 市長は、事業計画者が最初の指示を受けた日から2年を経過しても必要な措置を完了せず、かつ、措置を完了できない明確な理由を市長に示さない場合は、事業計画者が当該事前協議を取り下げたものとすることができる。
- 6 事業計画者は、関係機関および関係住民等と調整、協議等を行う必要 がある場合は、自らの責任において行うものとする。

(事前協議の完了)

- 第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された事前協議書および 添付書類の審査を行い、その内容が次に掲げる事項の全てに該当すると 認めるときは、事前協議完了通知書(様式第5号)により事業計画者に 通知するものとする。
 - (1) 事前協議書の内容が法、施行令、施行規則および省令ならびに設置等の基準に適合していること。
 - (2) 第5条に規定する関係住民等への周知等が適切に行われたこと。
 - (3) 前条第1項又は第3項の規定による指示について、適切な措置がなされたこと。
- 2 事業計画者は、前項の規定による通知を受けた後に、設置等の許可の 申請および当該申請に係る工事を行うものとする。

(関係法令等の遵守)

- 第9条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理を行うに当たっては、法、 施行令、施行規則および省令ならびにこの要綱に定める基準ならびに関 係法令を遵守するとともに、周辺環境の保全に十分配慮するものとする。 (汚染土壌の処理の記録)
- 第10条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関し、法、施行令、施行 規則および省令に定めるもののほか、別表第4に掲げる事項について記 録し、書面で5年間保存するものとする。

(汚染土壌の処理に係る報告)

第11条 汚染土壌処理業者は、汚染土壌の処理に関し、汚染土壌処理に係る定期報告書(様式第6号)により、当該年度分をその翌年度の5月31

日までに市長に報告するものとする。

(汚染土壌等の取扱い)

第12条 土地の所有者等は、汚染土壌等の搬出等により、汚染が拡散されることを防止するため、必要な措置を講じるものとする。

(汚染土壌等の受入れ)

- 第13条 汚染土壌等を受け入れようとする者は、汚染土壌等受入計画書 (様式第7号)により、事前に市長に報告するものとする。ただし、市 長に対し、法第16条第1項の規定による届出を行う場合は、この限りで ない。
- 2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、土壌汚染防止対策に 関する事項について、報告を行った者(以下「報告者」という。)に対 し、意見を述べることができる。
- 3 報告者は、汚染土壌等の受入れに関し、前項の規定による市長の意見 を十分尊重しなくてはならない。
- 4 報告者は、汚染土壌等の処理の終了時に、処理終了報告書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

(報告書の提出)

第14条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、事業計画者又は 汚染土壌処理業者に報告書の提出を求めることができる。

(書類等の提出部数)

- 第15条 この要綱に定める市長に提出する書類等(以下「書類等」という。)の提出部数は、2部とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、書類等の提出 部数を指示するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、汚染土壌等の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行する。

別表第1 設置等に関する基準 (第3条関係)

- 1 立地に関する配慮事項等
 - (1) 事業計画者は、施設の設置計画に当たり、次に掲げる施設の利用 者等の健康、生活環境および安全が害されることがないように、必 要な距離を確保するなどの配慮をすること。
 - ア 学校、図書館等の教育文化施設
 - イ 病院、診療所等の医療施設
 - ウ 老人ホーム等の福祉施設
 - エ その他公共の用に供する施設
 - (2) 事業計画者は、汚染土壌を搬入する際に、付近住民の安全および 通行を害することがないよう、十分な幅員等を有する搬入路を確保 できる場所に汚染土壌処理施設を設置すること。

2 構造基準

事業計画者は、法、施行令、施行規則および省令に定める基準のほか、次に掲げる構造等の基準を遵守すること。

- (1) 汚染土壌処理施設を設置する敷地の周囲には、人がみだりに施設内に立ち入ることを防止するため、容易に転倒し、又は破壊されない材質および構造の囲いを設けること。
- (2) 汚染土壌処理施設の出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる塀扉等を設けること。
- (3) 汚染土壌処理施設の出入口付近の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した縦1メートル、横2メートル以上の掲示板を設置すること。
 - ア 汚染土壌処理施設である旨の表示
 - イ 汚染土壌処理業の許可番号および許可年月日
 - ウ 搬入する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
 - エ 汚染土壌の処理の方法
 - オ 管理者名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)
 - 力 連絡先電話番号
- (4) 搬入車両の洗浄施設および駐車設備を必要に応じて設けること。

- (5) 汚染土壌処理施設等は、敷地内に定置して使用すること。
- (6) 維持管理を行うための管理棟を、可能な限り敷地内に設けること。
- (7) 敷地内に、敷地外からの雨水が流入することを防ぐための設備を設けること。
- (8) 汚染土壌処理施設のほか、汚染土壌等を保管する施設および運搬 車両等の洗浄を行う施設は、隣接する敷地に影響を与えないよう、 敷地境界から適当な距離を確保して設置すること。
- (9) 敷地内(特に敷地境界付近)においては、可能な限り緑化に努めること。
- (10) 埋立処分場にあっては、前各号の定めによるもののほか、廃棄物処理施設の構造に関する基準(平成9年3月24日環境部長決裁) 第5に定める基準を参考とすること。

別表第2 生活環境配慮事項(第4条関係)

- 1 事業を行うことにより、周辺の土壌、大気および水質に与える影響ならびに騒音、振動および悪臭の発生について、その影響の範囲および被害の程度を予測し、影響の低減および被害の防止のために行う対策に関すること。
- 2 汚染土壌処理施設を設置する場所の敷地境界から1キロメートルの 範囲における井戸の分布および使用状況を調査し、井戸が存在する場 合は、地下水の汚濁を防止するために実施する措置に関すること。
- 3 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律105号)に定めるダイオキシン類による汚染の防止に関すること。
- 4 汚染土壌処理施設の設置および運転に当たり必要な安全対策に関すること。
- 5 事故等の非常時の連絡体制および緊急措置に関すること。
- 6 その他事業計画者が必要と判断した事項に関すること。

別表第3 添付書類(第6条関係)

- 1 申請者が個人の場合にあっては住民票の写し又は登録原票記載事項 証明書、法人の場合にあっては定款の写しおよび登記簿謄本
- 2 汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況および敷地境界線なら

びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面

- 3 申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること(所有権を有しない場合にあっては、当該施設を使用する権原を有すること)を証する 書類
- 4 汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類
- 5 汚染土壌処理施設および排水処理施設等の公害防止施設の構造を明 らかにする平面図、立面図、断面図、構造図および設計計算書
- 6 埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質および地下水の状況を 明らかにする書類および図面
- 7 汚染土壌の処理工程図
- 8 法第23条第1項の変更の許可の申請を行う場合にあっては、当該変 更の概要
- 9 敷地内の排水系統図
- 10 汚染土壌処理施設の設置場所を示す地形図
- 11 汚染土壌処理施設までの運搬経路を示す図
- 12 生活環境配慮計画書
- 13 第5条第7項に規定する報告書

別表第4 (第10条関係)

- 1 汚染土壌搬入者の氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏 名)および住所又は所在地、搬入年月日、搬入量、特定有害物質の種 類および濃度ならびに処理開始日および処理終了日を搬入者ごとに記 録し、保存すること。
- 2 汚染土壌の日ごとの搬入量および年間搬入量を記録し、保存すること。
- 3 汚染土壌の日ごとの処理量および年間処理量を記録し、保存すること。
- 4 浄化処理する場合は、処理後の土壌分析結果を記録し保存すること。
- 5 浄化後に土壌を搬出する場合は、搬出物の種類、搬出量の合計および日ごとの搬出量ならびに搬出先の土地所有者の氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)および住所又は所在地を記録し、保存

すること。

6 汚染土壌の保管を行った場合は、毎月末日に保管している汚染土壌の保管量を確認し、その記録を保存すること。